

<クロージング講演>

横浜国立大学 小林重敬 名誉教授 (一般財団法人森記念財団理事長)

小林重(横浜国立大学):この場に国交省の課長が来て下さるほど国が関心を持っていると理解できますし、札幌では市の計画にエリアマネジメントが登場し、全国調査で数百の団体からエリアマネジメント団体に関する回答が得られる等、現在、エリアマネジメントムーブメントの機が熟しつつある時代に入ったのではないかと思います。今日はエリアマネジメントに関する様々な調査・検討・活動が動いていることを紹介します。今日のシンポジウムでは、エリアマネジメントの活動を支える制度面で至らないところがある、特に活動と制度を結びつける財源が十分に確保できていない、財源と制度を結び付ける仕組みがない、という課題が底辺にあったかと思えます。この点を最後にお話します。活動の推進と制度づくりに関する動きをまとめると、まず、エリアマネジメントサロンから全国のネットワークに成長していく動きがあります。また、大都市だけではなくそれ以外の都市にもエリアマネジメントが必要であるため、その手掛かりとして都市再生推進法人という仕組みが考えられます。その都市再生推進法人とシンポジウムに集っている組織とどのように接点を持ち連携していくかが議論になっています。さらに全国にわたったエリアマネジメントの活動をアンケート調査し、その結果をまとめた京都大学経営管理大学院の活動があります。京都大学の研究会は活動の推進と制度づくりを兼ねて議論しています。制度づくりに特化した議論として、国の社整審の都市マネジメント小委員会が作られて、議論されています。内容を見ますと、エリアマネジメントについては、実践の場が既にあるので、非常によく書かれています。今年の6月より私が理事長を務める森記念財団で、これからエリアマネジメントの制度研究をおこないます。従来のようなコントロールやプロジェクト・事業のための制度であるハード・ローと、全員で一定のルールを合意して、それに基づいて活動を展開するマネジメントする制度であるソフト・ローという2つの制度・仕組みがありますが、この研究会では、ソフト・ローの仕組みを従来のハード・ローとどのように連携させることができるかということを勉強します。そして当面は、都市再生特別措置法の中に加えるべき新しい仕組みについて議論したいと思えます。また先程、制度・活動・財源の議論がありました、この3つの議論をまとめるとエリアマネジメントの基本となる側面が見えてきます。1つは互酬性、活動している者同士が協力することにより、互いの利益になるといった関係性を制度としてどう捉えていくのかという側面があります。これは実はBID活動にかかわるものです。次に公共性の側面があります。エリアマネジメントの効果がエリアの外にスピルオーバーして外部にもたらす効用が公共性を持つので、公共側が補助金などを出せるのではないかと議論があります。最後に、新たな公共性としての側面があります。個々の関わっている主体が利益を受けることはないけれども、防災・エネルギーのような、将来のこれからの時代の都市づくりに極めて必要な活動です。このような活動をおこなうことは新たな公共性であり、これは活動主体に利益があるだけではなく、地域の価値を大きく上げることになります。これは地方公共団体にとって固定資産税の上昇等につながるので、TIF的な側面ではないでしょうか。この3つの側面をどのように織り交ぜて新しい制度として作り上げるのか、ということがこれからの議論の出発点ではないだろうかと考えています。このようなことをふまえて、森記念財団で、この分野で活躍している方々に参加していただいて、数年しつ

かり議論をおこないます。お互いの活動が自分達にも、地域にも利益をもたらし、さらにそれが公共性を持つ事が出来るようなエリアマネジメント活動を支える制度づくりの議論を進めていきたいと思ひます。そのきっかけづくりを、森記念財団でおこなっていこうと思ひています。